

小林正明議員 一般質問

産業集積促進について

第1問の質問と市長答弁

(質問要旨)

1 審査会について

- (1) 平成22年6月15日開催の相模原市企業立地等審査会において、事務局長は「期限を設けて認定したい」と発言しているが、期限を設けて認定することにつき、相模原市産業集積促進条例に根拠はあるのかを伺う
- (2) その後、期限ではなく認定条件を付けているが、期限から条件に変わった経緯について伺う。
- (3) 又、期限と条件をどのように認識・区別して発言したかを伺う。

(答弁)

初めに、相模原市産業集積促進条例に基づく認定等に当たっての制度の流れをご説明いたします。

まず、本市内に立地を希望する企業から立地等事業計画認定申請書の提出を受け、その内容について相模原市企業立地等審査会にお諮りし、答申を得た後、認定通知書を交付いたします。その後、工場が建設され、操業が開始された後に、奨励金の申請がされ、市の交付決定により請求、支払いという順序になります。

本件につきましては、ラッシュジャパン社から平成22年3月10日に旧ステップ50の立地等事業計画認定申請書の提出を受け、同年4月1日の改正前における条例第5条第2項に基づき、同年6月15日に相模原市企業立地等審査会を開催し、当該事業計画について審査を行い、同年7月12日に認定したものでございます。

認定の際に条件を付すことにつきましては、条例上、明文化された規定はございませんが、今回の認定を含め、許認可等の行政行為には、法令に明文化された規定がない場合でも、行政庁の「主たる意思表示」に追加する形で条件、期限、負担、取消権の留保などの「従たる意思表示」をすることができる「附款(ふかん)」というものがあり、本件につきましても、この附款(ふかん)として条件を付したものでございます。

条件として「3年」を区切った理由でございますが、同社の立地

予定地は、市街化調整区域に存在し、現状では工場の建設が不可能であり、特定保留区域として組合施行の土地区画整理事業と併せて市街化区域に編入することを予定している土地となっております。

土地区画整理事業は、地権者の合意や関係機関との協議などに時間を要することもあり、この間に企業側から計画を変更する場合も想定されるほか、事業の進捗に時間を要した結果、市街化区域への編入時期が変わる可能性も考えられますが、当時のスケジュールからいたしますと、仮に市街化区域への編入時期が遅れても、操業開始は可能であると判断し、これに余裕をもたせて、条件を「3年」としたものでございます。

なお、審査会において「期限を設けて認定したい」と発言いたしましたのは、事務局が附款(ふかん)を付したい旨を、審査会委員の皆さまに分かりやすく伝え、ご意見をいただくために、法的に厳密な意味としてではなく、一般的な言葉として発言したものです。

(質問要旨)

## 2 認定申請書と認定通知書の関係

民間企業であるラッシュジャパンが作成した認定申請書には、着手予定として平成22年4月1日、操業開始予定として平成24年9月1日と記載され、同社に対する加山市長名義の平成22年7月12日付け立地等事業計画認定通知書には、平成22年4月1日着手、操業開始平成24年9月1日となっている。

そこで、市役所として平成22年4月1日に着手が可能と判断した根拠、平成24年9月1日操業開始を可能と判断した根拠について伺う。

(答弁)

次に、着手と操業開始の予定日を判断した根拠についてでございます。

条例・規則では、着手及び操業開始について定義はございませんが、着手につきましては、土地の売買契約、測量・設計等の委託契約、建設工事の請負契約の締結等と捉えておりまして、土地の造成や建物建設の工事着手に限定しているものではございません。

ラッシュジャパン社の申請書には、着手予定日が平成22年4月1日とあり、旧規則第8条の規定により認定前着手届が提出されていたこと、及びコンサルティング業務が発注されていたことから、平成22年4月1日を着手日と判断したものでございます。

操業開始予定日につきましては、同社では、申請をする前から、当麻地区の土地区画整理事業のスケジュールを確認しており、工場建設の前提となる市街化区域への編入予定時期を基に工場の建設期間等を考慮して、平成24年9月1日が操業開始予定日に設定されて、申請がなされたため、妥当であると判断したものでございます。

(質問要旨)

### 3 条件付認定について

(1) これまでの立地等事業計画認定通知書によれば「(1)本条例及び関係法令等を遵守すること、(2)本条例の趣旨を十分理解し、市民の雇用機会の創出及び拡大並びに工業用地の保全活用の取組に努めること」を認定条件として付加しているが、相模原市産業集積促進条例には、条件付認定を可能とする条例上の根拠がないように思われるが、認定条件を可能とする条例上の根拠を伺う。

(2) ラッシュジャパンの認定条件には、上記(1)、(2)に加え、(3)として「認定の日の翌日から起算して3年以内に操業ができな  
いときは、本件の認定を取り消します。」とあり、他社の認定条件には(3)を付加していないが、同社に対して他社にはない認定条件を付加した根拠、背景、理由等を伺う。

(3) 認定条件として、3年以内の操業開始不可能なときに、認定取消ができるとあるが、認定取消を可能とする条例上の根拠を伺う。

(答弁)

次に、条件付きで認定をする場合及び認定の取消しを可能とする条例上の根拠についてでございます。

いずれも、先ほど御答弁申し上げましたとおり、条例上、明文化された規定はございません。

他社にはない条件を付したことにつきましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、立地予定地が土地区画整理事業地内であるという状況を踏まえたものでございます。

なお、過去に市街化調整区域内に立地する企業を認定したケースもございますが、いずれも市街化調整区域のまま立地が可能なケースであったため、特に条件は設けずに認定をしております。

(質問要旨)

4 ラッシュジャパンの奨励措置額、旧・新ステップの比較について

(1) ラッシュジャパンは、旧のステップ50の適用を受けて認定されているが、同社が旧ステップの適用を受けた場合と新ステップの適用を受けた場合における奨励金関係の具体額を伺う。

(2) 固定資産税・都市計画税を5年間半分に減免する不均一課税の適用も奨励措置としてある。旧ステップも新ステップも土地、建物は該当するものの、償却資産においては旧ステップは該当し、新ステップは非該当となるが、同社に対する償却資産における概算額を伺う。

(答弁)

次に、ラッシュジャパン社の新・旧STEP50における比較についてでございます。

奨励金につきましては、旧制度では土地、家屋及び償却資産の取得費が対象となる施設整備奨励金と、新たに正社員を雇用した場合の雇用奨励金がございます。同社は、その両方が認定されており

ます。

平成22年4月の改正前の相模原市産業集積促進条例施行規則第7条では、「固定資産の取得等に係る契約の締結の日の5日前までに」申請しなければならないとしており、同社は申請時点で既に大半の土地を取得済みであったことから施設整備奨励金の対象となるものは、追加で取得する土地の取得費と、工場の建設費、償却資産の取得費が該当し、合計が50億円を超えたため、取得費の10パーセントとして施設整備奨励金の限度額5億円を見込んだほか、50人の雇用を予定してございましたので、2,100万円の雇用奨励金を見込んでおります。

一方、新制度の奨励金は、申請後に取得する土地の取得費に対する土地取得奨励金と雇用奨励金が対象となります。

このため、追加取得する土地の取得費の10パーセントを奨励金といたしますと、土地取得奨励金は、約470万円と積算され、雇用奨励金は1,500万円と積算されます。

償却資産に係る固定資産税の不均一課税につきましては、まだ取得がされていないので、概算することができない状況でございます。

なお、新・旧ステップ50は、いずれも奨励金については操業開始以後に立地企業からの申請に基づき支払うものでございますので、同社に対しましては、これまで支出しておりません。